

ロシア連邦大統領令

2022年10月19日付ロシア連邦大統領令第756号に関して ロシア連邦構成主体において実施する措置について

ドネツク人民共和国、ルガンスク人民共和国、ザポロジエ州およびヘルソン州に戦時体制が導入されるに当たり、ロシア連邦構成主体の最高役職者（行政機関）の行う活動の効果を高めることを目的として、以下を決定する：

1. ドネツク人民共和国、ルガンスク人民共和国、ザポロジエ州およびヘルソン州に、これらのロシア連邦構成主体の最高役職者（行政機関）が、2002年1月30日付憲法関連法第1-FKZ号「戦時体制について」に定める権限、経済分野ならびにこれらのロシア連邦構成主体行政機関および地方自治機関において動員措置を実施する権限、民間防衛に関わる措置ならびに自然由来および技術由来による非常事態から住民と領土を防衛する措置を実施する権限、ならびにロシア連邦軍・その他の軍隊、部隊、機関、住民の必要を充たすための措置を実施する権限を行使する（最高レベル対応）体制を導入する。

2. 本令第1項に列挙したロシア連邦構成主体域内において、1996年5月31日付連邦法第61-FZ「防衛について」およびその他のロシア連邦の法規文書に則り、領土防衛が行われ、省庁横断調整機関（領土防衛司令部）が設置される。

3. クリミア共和国、クラスノダル地方、ベルゴロド州、ブリャンスク州、ヴォロネジ州、クルスク州、ロストフ州およびセヴァストポリ市の域内に、上記のロシア連邦構成主体の最高役職者（行政機関）が、経済分野ならびにこれらのロシア連邦構成主体行政機関および地方自治機関において動員措置を行う権限に加え、地域防衛のための一定の措置および民間防衛のための措置ならびに自然由来および技術由来による非常事態において住民と領土を防衛するための措置を実施する権限、さらにロシア連邦軍、その他の軍隊、部隊、機関、住民の必要を充たすための措置を実施する権限を行使する（中レベル対応）体制を導入する。上記のロシア連邦構成主体の最高役職者（行政機関）は、以下の措置を実施する：

a) 社会秩序および治安の維持強化、軍事施設、重要な国家および特別施設、住民の生活維持および交通・通信の機能確保に不可欠な施設、エネルギー施設ならびに人々の生命と健康

および自然環境に大きな危険をもたらすおそれのある施設の保安の強化；

b) 交通・通信の機能確保に不可欠な施設、エネルギー施設ならびに人々の生命と健康および自然環境に大きな危険をもたらすおそれのある施設への特別な業務体制の導入；

c) 定住または一時的居住のための住居を必ず提供した上での、安全な地域への住民の疎開；

d) 人々が入出域する際の特別な体制の導入と維持ならびに領域内の移動の自由の制限；

e) 交通手段の運行制限およびその検査の実施；

f) 交通および通信の機能を確保する施設の業務ならびに出版印刷所・計算センター・自動化システムの業務に対する監視の導入、それらの機能の防衛の必要のための利用。

4. 本令第3項に列挙された連邦構成主体を除く、中央連邦管区および南方連邦管区に属する連邦構成主体に、これらのロシア連邦構成主体の最高役職者（行政機関）が、領土防衛および民間防衛に関わる個々の措置、ならびに自然由来および技術由来による非常事態において住民と領土を防衛するための措置を実施することを決定する権限、さらにまたロシア連邦軍、その他の軍隊、部隊、機関、住民の必要を充たすための措置を実施する権限を行使する（厳戒レベル）体制を導入する。上記のロシア連邦構成主体の最高役職者

(行政機関)は、以下の措置を実施する：

- a) 社会秩序および治安の維持強化、軍事施設、重要な国家および特別施設、住民の生活維持および交通・通信の機能確保に不可欠な施設、エネルギー施設ならびに人々の生命と健康および自然環境に大きな危険をもたらすおそれのある施設の保安の強化；
- b) 交通・通信の機能確保に不可欠な施設、エネルギー施設ならびに人々の生命と健康および自然環境に大きな危険をもたらすおそれのある施設への特別な業務体制の導入；
- c) 交通手段の運行制限およびその検査の実施；
- d) 交通および通信の機能を確保する施設の業務ならびに出版印刷所・計算センター・自動化システムの業務に対する監視の導入、それらの機能の防衛の必要のための利用。

5. 本令第1項、第3項および第4項に列挙されていない連邦構成主体に、これらのロシア連邦構成主体の最高役職者（行政機関）が、自然由来および技術由来による非常事態において住民と領土を防衛するための措置を実施することを決定する権限、ならびにロシア連邦軍、その他の軍隊、部隊、機関、住民の必要を充たすための措置を実施する権限を行使する（基本警戒レベル）体制を導入する。また上記のロシア連邦構成主体の最高役職者（行政機関）は、以下の措置を実施する：

- a) 社会秩序および治安の維持強化、軍事施設、重要な国家および特別施設、住民の生活維持および交通・通信の機能確保に不可欠な施設、エネルギー施設ならびに人々の生命と健康および自然環境に大きな危険をもたらすおそれのある施設の保安の強化；
- b) 交通・通信の機能確保に不可欠な施設、エネルギー施設ならびに人々の生命と健康および自然環境に大きな危険をもたらすおそれのある施設への特別な業務体制の導入；

6. 実施する措置の一覧、その実施期間、特異事項および実施手順は、ロシア連邦構成主体の最高役職者が、そのロシア連邦構成主体域内における状況と生じているリスクを踏まえ、独自に下した決定によって定めるものとする。

7. ロシア連邦構成主体の最高役職者は、本令に定める措置を実施するためにロシア連邦構成主体緊急対策本部を設置する。ロシア連邦構成主体緊急対策本部長はロシア連邦構成主体の最高役職者が務める。ロシア連邦構成主体緊急対策本部員となるのは、ロシア連邦国防省の代表、ロシア連邦内務省、ロシア連邦民間防衛問題・非常事態・自然災害復旧省、ロシア連邦保安庁、ロシア連邦国家親衛隊それぞれの地域機関の長、ならびに当該ロシア連邦構成主体公権力諸機関、および諸組織の代表である。

8. ロシア連邦構成主体の最高役職者（緊急対策本部）が本令にもとづきその権限の範囲内で採択した決定は、当該ロシア連邦構成主体の行政権力機関、地方自治機関、当該ロシア連邦構成主体域内で活動する行政権力連邦機関の地方機関、当該ロシア連邦構成主体域内で活動している合議体を含むその他の機関、諸組織、当該ロシア連邦構成主体域内で居住地（滞在地）に登録された、および（または）滞在している市民にその遂行が義務付けられるものである。

9. 本令は公表された日を以て発効する。

ロシア連邦大統領

V. プーチン

モスクワ、クレムリン

2022年10月19日

第757号